

会 議 名	第1回双葉町復興整備協議会 特別会議	
日 時	平成29年3月22日(水) 午後1時43分～午後2時03分	
場 所	福島県本庁舎5階 正庁	
復興整備事業	中野地区復興産業拠点整備事業	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 佐藤 信
	農林水産省	東北農政局農村振興部農村計画課 農村復興指導官 伊藤 崇
	双葉町	復興推進課 課長 平岩 邦弘
		復興推進課 主幹 網蔵 孝紀
		産業課 総括主任主査兼商工労政係長 中野 弘紀
	福島県	企画調整部 次長 佐々木 秀三
		企画調整部土地・水調整課 課長 小池 喜司雄
		企画調整部地域政策課 課長 永田 嗣昭
		農林水産部農業担い手課 課長 武田 信敏
		土木部 部参事 堀田 洋一
土木部都市計画課 課長 寺木 正宏		
土木部まちづくり推進課 課長 諏江 勇		
協議内容		
<p>1. 開会（進行：双葉町復興推進課 係長 石上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席者紹介 ・会議の公開の有無について（公開） ・傍聴の注意事項 ・議長紹介 <p>双葉町復興整備協議会規約第7条及び第9条第1項の規定により、双葉町復興推進課長が議長となる。</p> <p>2. 議長あいさつ（議長：双葉町復興推進課 課長 平岩）</p> <p>3. 現状と課題</p> <p>（出席者：双葉町復興推進課 主幹 網蔵）</p> <p>それでは、議事に入ります前に双葉町の現状と課題について、双葉町から説明させていただきます。</p> <p>【別紙「現状と課題」により説明】</p> <p>（議長：双葉町復興推進課 課長 平岩）</p> <p>ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。</p>		

(出席者一同)

意見質問等なし。

4. 議事 (議長：双葉町復興推進課 課長 平岩、説明者：双葉町復興推進課 主幹 網蔵)

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

本日、協議する事項は2点です。

まず1点目は、復興整備事業として位置づける中野地区復興産業拠点整備事業の実施にあたり、4haを超える農地転用が必要となりますことから、この事業を記載した土地利用方針について、お諮りします。

2点目は、中野地区復興産業拠点整備事業に伴う都市計画の決定です。

なお、当該都市計画の決定は、復興特区法第48条第2項により協議会での協議を必要としますが、県との共同作成計画であるため、復興特区法第48条第2項第3号により同意を得ることを要しない事項となっていることを申し添えます。

協議の進め方ですが、復興整備計画全般について、双葉町から説明します。その後、土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますので、同意について確認させていただきます。

それでは、双葉町から復興整備計画(案)について説明願います。

(説明者：双葉町復興推進課 主幹 網蔵)

【様式第2により概要説明(土地利用構想図、復興整備事業総括図を含む。)】

【都市計画の決定について説明(計画書、総括図、計画図により説明)】

【農地転用について説明(様式第8により説明)】

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の伊藤農村復興指導官様、土地利用方針について、同意することにご異議はございませんか。

(出席者：東北農政局農村振興部農村計画課 農村復興指導官 伊藤)

今回の復興整備事業は、町の復興に向けた第1段階として町への人の流れを創出する産業用地を確保するため、復興整備計画に位置付けるものと理解しております。

ご説明がありました土地利用方針につきましては、異存ありません。

なお、双葉町におきましては、復興に向けた進捗状況を踏まえながら町全体の土地利用構想を明らかにし、農業の再興に向けた取り組みを具体化してください。

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

ありがとうございました。土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

次に、都市計画の決定について、県都市計画課からご意見ありませんか。

(出席者：福島県土木部都市計画課 課長 寺木)

町からの協議に基づいて同意しております案件でございまして、町の都市計画審議会を経ているということで、意見はございません。

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

ありがとうございました。以上で、議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「双葉町復興整備計画案」については、異議ないものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき、公表することで農地転用の許可があったものとみなされます。

また、復興特区法第48条第9項の規定に基づき計画が公表されることで都市計画の決定があったものとみなされます。

計画については、3月23日(木)に町HP等で公表したいと考えております。

5. 閉会 (進行：双葉町復興推進課 係長 石上)

【協議結果】

- ・中野地区復興産業拠点整備事業に伴う土地利用方針について、東日本大震災復興特区法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。
- ・中野地区復興産業拠点整備事業に伴う都市計画の決定について、異議ないものとして東日本大震災復興特区法第48条第9項の規定に基づき、計画を公表することで都市計画の決定があったものとみなす。